

医政メモ



医療基本法について

超党派の尊厳死議連は3月22日、延命措置を行わない場合の医師の免責事項を盛り込んだ尊厳死法案を公表しました。しかし、関係者からは反対意見が相次ぎ、日弁連の平原興人権擁護委員会第4部会長は「いまだに患者が適切な医療を受ける権利も、インフォームドコンセントを保障する立法もない。まず医療全体における自己決定権の保障が実現されるべきで、終末期において延命措置を取るかどうかの患者の意思決定の在り方の法制化は、その上で初めて論じられるものではないか」と強調し、「現段階で『尊厳死』の法制化に賛成することはできない」と反対しました。この発言からも分かるように、確かに、現在のところ医療提供者と患者の関係についての基本的な理念を決めた法律はありません。現行の法令および行政通達では、医療従事者の規制を中心とした規定が多く、その中には、現在の医療環境と乖離し、信頼関係に根ざした良好な医師・患者関係を阻害する要因となるものも少なくありません。医療をとりまく法制度を根本的に再構築することが求められています。そこで、日本医師会の医事法関係検討委員会では、2年に1回、報告書を作成し、答申を出していますが、平成24年3月の答申では「医療基本法」についての具体的提言がなされました。

Q：いつから「医療基本法」の考えがあったのですか？

A：わが国において「医療基本法」を制定すべきであるとの考えは、昭和43年に日本医師会が公表した「医療基本法（第一草案）」が最初で、その骨子は昭和36年の国民皆保険の達成後の、医師・患者間の信頼関係の構築と、医療提供者・患者・保険者間での不信感

の解消をめざしたものでした。日医の提言をきっかけとして、厚生省（当時）も医療基本法案要綱を示し、昭和47年には第68回国会に政府案として提出しました。さらに、社会・公明・民社三党からも「医療保障基本法」が昭和48年の第71回国会に提出されましたが、いずれも廃案となり、やがて「医療基本法」に関する議論は消滅しました。その後、昨今の希薄になった医師・患者間の信頼関係修復が強く求められるなかで、平成20年に日医から出された報告書「医師・患者関係の法的再検討について」において、医療をとりまく法規制が無秩序に行われている現状が指摘され、平成22年3月の日医の医事法関係検討委員会の報告書「患者をめぐる法的諸問題について」では、この法規制を整備し、医療の基本理念を明らかにするために「医療基本法」の制定が必要であるとの提言が行われました。平成24年3月の同委員会の報告書では「医療基本法」の制定に向けた具体的提言がなされましたが、その内容は、医療の定義、理念、目的、医療提供者の責務、患者の権利と責務、国、自治体の責務について述べられていますのでその骨子を述べたいと思います。

Q：提言における医療基本法での医療の定義とは？

A：医療を「患者の基本的権利を尊重し、疾病の治療、健康の支援に努める術（アート）」と定義し、疾病の治療、健康の支援に関連する行為を、医療基本法の対象としています。病める人の治療はもとより、国民すべての健康の維持・増進を図るものとし、医療は社会共通の資本であるという考え方から、公共性と資源活用の制約、受療機会の平等性

が導き出されました。また、わが国の医療の特徴として、すべての国民が平等で公平に受ける権利があること、公共性及び規範性、非営利性の維持についても触れる事としています。

Q：医療基本法の理念と目的は？

A：基本理念として、医療は人間の尊厳と生命の尊重を旨とし、個人の人権に配慮しつつ、医療を提供する者と医療を受ける者との相互の信頼関係にもとづいて行う事を旨としています。医療が国民の生命と健康を守る重要な役割を担うことから、国、地方公共団体等の責務及び医療に関する施策の基本的事項、ならびに医療を提供する者、医療を受ける者をはじめとする国民の役割を明らかにし、すべての国民が、安心、安全な医療を等しく受ける権利を有し、医療提供者と患者等の信頼関係にもとづいた医療が実現されることを目的とするとしています。

Q：医療に関与する者の範囲およびその権利と責務は？

A：今回の委員会の検討では、医師・患者間の信頼関係の構築を中心に検討を進めるという立場から、患者、医療従事者、行政の三者についての権利、義務・責務を定めるのが適当であるとされました。以下各々の立場の権利、義務・責務について述べます。

Q：医療提供者の権利・義務・責務とは？

A：医療提供者は、医療の提供にあたり、可能なかぎり、患者の利益を優先し、その意思決定を尊重しつつ、疾病の治癒、健康の保持、増進または生命の質の向上に努めなければなりません。医師及び医療関係者は、医療水準確保のために、生涯学習の精神を保つとともに、絶えず医学の知識と技術の習得に努めなくてはなりません（研鑽義務）。また、医療提供者は、医療の提供に際して、患者が自ら判断し決定することができるよう、十分な説明を行い、患者の理解と同意を得たうえで、医療を提供しなくてはなりません（説明

と同意）。診療情報は医療提供者と当該患者双方のものであることから、患者または家族からの求めに応じ診療記録を開示すべきことも確認しておく必要があります。医療提供者は、医療の提供に際して知り得た患者に関するあらゆる情報を、正当な事由なく他人に漏らしてはなりません（守秘義務、個人情報の取扱い）。一方、医療提供者は、患者の同意を得た範囲内で、医療水準に応じた合理的な判断にもとづき、適切な診療を実施することができます（医療提供者の裁量）。

Q：患者等の権利と責務は？

A：患者の権利として、自ら受ける医療に関して、医療提供者からの十分な説明を受けたうえで、自ら主体的に判断し決定する権利を有し、必要に応じて、医療提供者もしくは他の医療提供者からの助言、意見を求めることができます（自己決定の権利）。また患者は、医療を受ける際には、自らの健康状態、治療内容等について、医療提供者から理解しやすい方法で十分な説明を受けることができるし、自らが受けた医療に関して作成された診療記録等の開示を、原則として医療提供者から受けることができます（診療情報の提供を受ける権利）。一方、責務として患者は、医療を受ける際には、医師、医療提供者の療養上の指導に従い、治療効果が高まるよう協力するとともに、受診時や療養生活全般、対価の支払い等について医療機関が定める諸規則を遵守し、他の患者の療養の妨げとなることのないよう努めなければなりません（診療に協力する義務）。

Q：国および地方公共団体の責務は？

A：国は、国の責務において国民皆保険制度を堅持することはもとより、医療の公共性及び公平性を確保するため、最大限の努力をしなければなりません。地方公共団体は基本理念にのっとり、医療に関する施策について、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有します。

Q：国民の責務は？

A：また、すべての国民は、医療が国民共通の社会的資産であることを理解し、具体的状況に応じて適切な方法で医療を受けるよう努めなければならない、社会保障制度の健全性の保持に努めなくてはなりません。

以上のように、「医療基本法」は医療提供者や患者のどちらか一方の「権利」のみを規

定したものではなく、患者の自己決定の権利、診療情報の提供を受ける権利を最大限尊重しながらも、患者の権利を無制限に認めるものではなく、責務と適切な方法で医療を受けるよう求めています。日医としてはこの提言を基本骨格として、国民と医師が医療に対して共通の理解を持つよう訴えていきます。

(政策部担当理事 大道 光秀)